

東広島・竹原 感染対策地域ネットワーク会則

(2010年9月28日制定)

沿革 2013年11月28日 改正

(名称)

第1条 本会の名称は、「東広島・竹原 感染対策地域ネットワーク」とする。

(事務局)

第2条 本会の庶務を行うための事務局を、広島県立障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町田口 295-3）に設置する。

(目的)

第3条 本会は、医療従事者として感染管理に関する知識とスキル向上を図り、地域の医療施設との交流と連携を通して、施設における感染管理の実践を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 定例会の開催（1回／3ヶ月）
- (2) 研修会の開催（講義・演習）
- (3) コンサルテーション
- (4) 他施設間のラウンド
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(会員資格と入会)

第5条

- (1) 本会の会員は医療機関に従事する者で、本会の趣旨に賛同した者が入会するものとする。
- (2) 施設で感染管理に携わっている者、あるいは関心がある者（医療従事者：看護師・准看護師等）で継続して参加できる者。
- (3) 会員資格の喪失は退会とする。

附 則

この会則は、2010年9月28日から施行する。

この会則は、2013年11月28日から施行する。